

【男女賃金格差】

	男女の賃金の格差 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	67.6%
正社員	77.6%
パート・有期社員	70.8%

対象期間：令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃 金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く。

正 社 員：正社員、地域限定正社員を含む。

パート・有期社員：契約社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託を含む。

差異についての補足説明：

<正社員>

正社員の賃金格差が生じている要因として、男女で賃金差を設けている事実はないが、年度内に女性正社員複数名の産休取得があり、男性社員の対象者がいなかったため、男性側の平均が大幅に上がった背景がある。

管理職における女性の割合は22.2%と、前年対比1ポイントアップし、行動計画で掲げた目標（女性管理職の割合を20%以上にする）を達成することができている。今後も引き続き管理職における女性の割合を増やしていけるよう新規採用・管理職登用を積極的に行っていく。

<パート・有期社員>

女性採用は昨年より拡大しているが、多くがワークライフバランスを重視した短時間勤務形態を希望しており、フルタイム中心の男性平均と比較すると一人当たりの賃金比率は一時的に低下しておりますが、女性の平均賃金単価自体は約4.7%改善しているため、今後も処遇改善に務めていく。

【育児休業の取得率】

公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした女性労働者数の割合 100%

公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした男性労働者数の割合 0%

補足説明：

該当年度における男性社員の対象者はいなかった。

今後対象者が出た場合は、説明会等の両立支援を行い、取得促進を図っていく。